

奥胎内ダム操作規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 奥胎内ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 奥胎内ダムは、洪水調節及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒 70 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水 位)

第4条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高 384.0 メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 411.0 メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高 384.0 メートルから標高 411.0 メートルまでの容量 7,700,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第8条 発電は、水位を常時満水位に維持するために行う放流に従属して行うものとし、その最大水量は毎秒 7.0 立方メートルとする。ただし、発電のための利用は、前条の規定による利用に支障を与えないように行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第9条 新発田地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から胎内市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の

発生が予想されるとき。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第10条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

(洪水調節等)

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第14条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 第19条第1項の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
 - 二 前号で掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒70立方メートルとする。

(放流の原則)

第15条 局長は、放流管から放流を行う場合には、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(河川維持流量の維持のための放流)

第16条 局長は、河川維持流量の維持のため、奥胎内ダム地点において、毎秒0.223立方メートルの水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。ただし、流入量が毎秒0.223立方メートルに満たない場合は、流入量の範囲内においてダムから放流するものとする。

(放流に関する通知等)

第 17 条 局長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第 18 条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第 6 章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第 19 条 局長は、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 局長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

(観 測)

第 20 条 局長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(記 録)

第 21 条 局長は、ゲートを操作し、第 19 条第 1 項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第 1 項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第 7 章 雑 則

(細則)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、別途定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。